

「いじめ防止対策基本計画」

<竹富町立黒島小中学校>

《基本方針》

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布, 9月28日施行)の施行に伴い, 竹富町立黒島小中学校では, この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し, 「いじめ防止対策」を推進する。

1 「いじめ」の定義(文科省)

「児童・生徒に対して, 当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって, 当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお, 起こった場所は学校の内外を問わない。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ, 「いじめ」は人間として絶対に許されない, また, どの学校でも, どの学年・学級でも, どの子どもにも起こりうるという認識に立ち, 早期発見に努め, 解決に向けて迅速且つ有効な対応を進める。

- (1) 「弱い者をいじめることは, 人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底。
- (2) いじめの早期発見, 迅速な対応の徹底。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導(気持ちに寄り添い, 徹底して守ること)の重視。
- (4) 重篤ないじめは, 暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底。
- (5) 4極構造(加害者, 被害者, 傍観者, 大人)でいじめをとらえるとともに, 関係者が役割を果たし, 一体となった取り組みの重視。

3 いじめ防止対策の整備及び取り組み

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は, 早期発見・早期対応が求められる。学級担任をはじめ, 相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論, 具体的な窓口を決め, 「いじめ」の早期発見に努める。

※「いじめ」の相談窓口

教頭, 養護教諭, 教育相談担当(小中), スクールカウンセラー

(2) 取り組み

- ①毎月, 「生活リズム表(黒潮っ子カレンダー)」を配付し, 学級担任と児童生徒のコミュニケーションを図る。
- ②早期発見及び未然防止等の面から月1回「いじめに関するアンケート~仮称~」の実施。
※生徒指導・教育相談面を配慮したアンケート内容での実施。

③教育相談週間を活用しての児童生徒理解及び各児童生徒の状況把握を行う。

※教育相談週間…毎学期1回

(1学期：5月中旬，2学期：11月中旬，3学期：2月中旬)

※児童生徒の相談希望職員及び相談内容等の事前アンケートを行う。

※教育相談担当は，面談後の記録等を取りまとめ，教職員間の共通理解を図る。

※スクールカウンセラー等との面談も活用する。

④校内児童生徒支援委員会を開催し，各児童生徒の状況等についての状況把握をするとともに，教職員間の情報共有を図る。(小中部会での情報把握等)

⑤インターネットや情報機器(携帯電話・スマホ，タブレット)等の正しい使い方についての周知(出前授業・思春期教室等)を図る。 ※ネット上のいじめへの対応

⑥スクールカウンセラーや関係(専門)機関等との連携を図り，日頃からの早期発見・未然防止に努める。

万一，事案発生時においても関係機関等の連携をはかり，親身且つ迅速な対応に当たる。

(3)「いじめ防止対策校内委員会」の設置

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決の取り組みを行うための校内組織として，『いじめ防止対策校内委員会』を設置する。

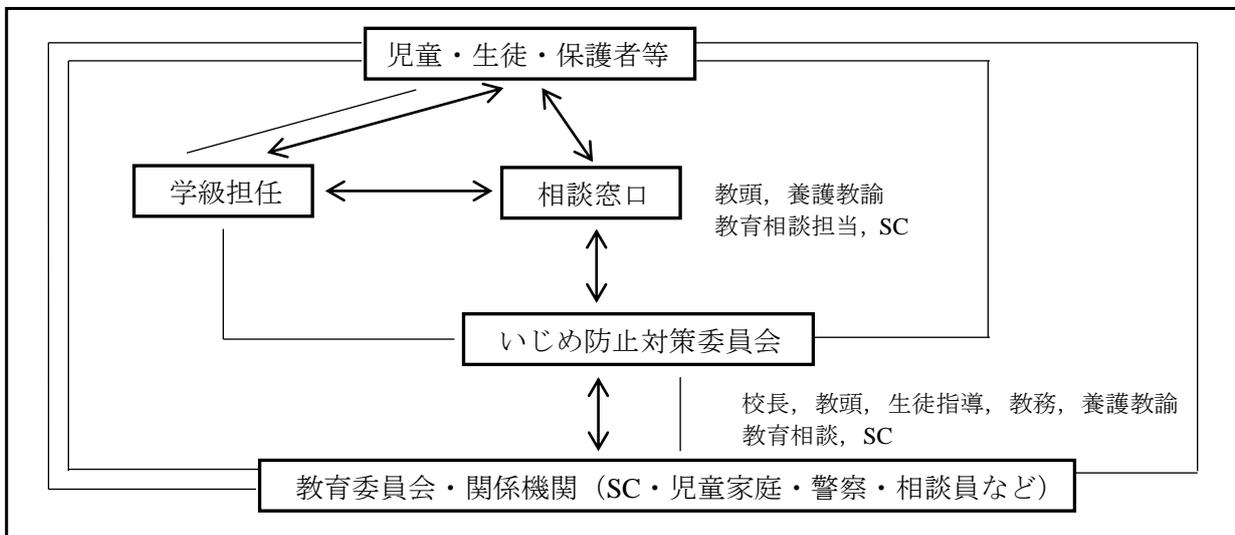
但し，生徒指導部会(校内児童生徒支援委員会・いじめ/不登校防止対策委員会)がこれを兼ねる。

※「いじめ防止対策校内委員会」

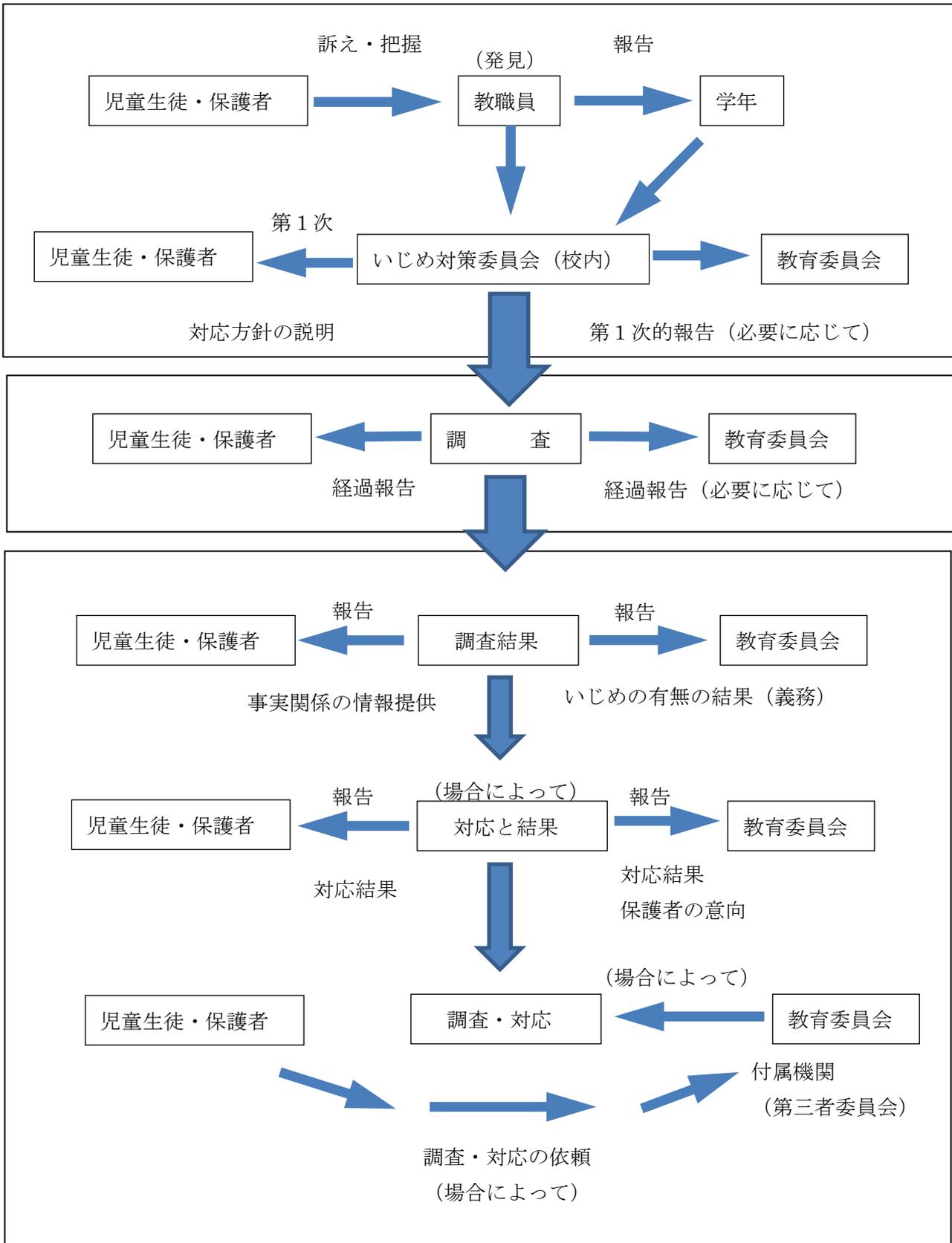
委員：校長，教頭，生徒指導主任(小中)，教務(小中)，教育相談担当(小中)，
養護教諭，スクールカウンセラー

尚，「いじめ防止対策校内委員会」は，いじめ防止対策，早期解決の取り組み以外に，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修会の開催，いじめ防止のための児童・生徒への一斉指導，いじめに関するアンケートの実施・分析，いじめ防止に向けた保護者との連携等の推進に当たる。

4 「いじめ防止対策」に関する相談・指導體制関連図



5 いじめ発生時の通常対応等のフロー図



6 重大事態発生の事案対処等のフロー図

